

質 疑 応 答 書

名 称 逗子市立小中学校（7校）の電力供給

番号	質 問	回 答	設計図番号
1	燃料費調整等について、2025年4月1日の見直しされた、旧一般電気事業者（東京電力エナジーパートナー株式会社）のベーシックプランの燃料費調整単価および市場価格調整単価の適用でよろしいでしょうか。またその場合、今後旧一般電気事業者（東京電力エナジーパートナー株式会社）が算定諸元を変更した場合においても、弊社では応札時点での算定諸元を、契約期間中継続して用いて計算させていただきます。	仕様書のとおり、ベーシックプランではなく、逗子市を管轄するみなし小売電気事業者（東京電力エナジーパートナー）が公表する最新の燃料費等調整算定方法（「業務用電力」）による単価を適用いたします。また、後段は仕様書のとおり受注者、発注者協議の上で決定いたします。	
2	契約期間が5か月ですが、延長する可能性はあるでしょうか。	契約期間の延長はございません。	
3	【契約期間について】 契約期間が令和7年6月1日～令和7年10月31日の5ヶ月間ですが、11月1日からの電力の供給は不要となりますでしょうか。契約期間5ヶ月間の理由をご教示いただけますでしょうか。	契約期間後は別途入札を予定しています。	仕様書2.（3）

4	【燃料費等調整単価について】 仕様書3.に燃料費等調整額についての記載がございますが、弊社では燃料費調整は、需要場所管轄エリアのみなし小売電気事業者（東京電力エナジーパートナー株式会社）が公表する最新の燃料費等調整算定方法（ベーシックプラン）による単価を適用させていただいておりますが、問題ございませんでしょうか。	仕様書のとおり、ベーシックプランではなく、逗子市を管轄するのみなし小売電気事業者（東京電力エナジーパートナー）が公表する最新の燃料費等調整算定方法（「業務用電力」）による単価を適用いたします。	仕様書3.（1）
5	【事故等発生時の対応について】 仕様書4.（11）に「事故等が発生した場合は、受注者と速やかに連絡が取れるように24 時間365日の即応態勢を確立しておくこと。」とありますが、受注者が休業日や営業時間外等で24時間365日での対応が困難な場合が生じる可能性がございますが、どの様な態勢を想定されておりますでしょうか。	停電や事故等が発生した場合は休業日や営業時間外等でも繋がる連絡先があり、指示や対応等ができることを想定しています。	仕様書4.（11）
6	【その他】 仕様書4.（9）に「受注者は、令和6年11月1日から各需要場所へ電力供給できるよう、一般送配電事業者への接続供給申込み等一切の事務処理を行うこと。」と記載がございますが、日付は「令和7年11月1日から」と読み替えてよろしいでしょうか。その場合、記載されている文面の意味合いとしては「令和7年10月31日までの電力供給ですので、電力供給終了時までには供給廃止のお手続きをし、令和7年11月1日からは一般送配電事業者様からの電力供給となる様、事務処理を行う。」との認識でよろしいでしょうか。	仕様書4（9）の日付は「令和7年6月1日から」と読み替えることとします。	仕様書4.（9）
7			